

# 予約不要でマイナンバーカードの申請をサポートします

総合窓口課 ☎048(473)1495

マイナンバーカードの申請補助(写真撮影やカード申請の代行など)を無料で実施します。申請から1か月程度でマイナンバーカードを「本人限定受取郵便」等でご自宅へ郵送します。

**とき** 8月3日(土)・4日(日) 10時～13時

**ところ** コミュニティスペースつつじ(マルイファミリー志木8階)

▼駐車券サービスはありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

**対象** マイナンバーカードを取得していない人

▼志木市に住民登録がない人、すでにマイナンバーカードを申請している人、約1か月以内に引っ越しを予定している人は申請ができませんのでご注意ください。

**持ち物** ①本人確認書類(AまたはB)

A:運転免許証、旅券、在留カードなど(写真付き有効期限内のものに限る)のうち1点

B:健康保険証、年金手帳、預金通帳、学生証などのうち2点

②通知カード、住民基本台帳カード

▼通知カード、住民基本台帳カードは持っている人のみ、受付時に回収します。

**注意事項** 当日に、カード用の写真撮影と暗証番号の設定(アルファベットと数字を組み合わせた6字以上のものを1つ、数字4桁のものを3つ)をします。

▼数字4桁の暗証番号はすべて同じにすることもできます。

# 特別児童扶養手当及び特別障害者手当などの所得状況届の提出

共生社会推進課 ☎048(456)5363

## 各手当の金額・対象(月額)

名称	金額	対象
特別児童扶養手当1級	55,350円	精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを家庭で育てている父母など
特別児童扶養手当2級	36,860円	
特別障がい者手当	28,840円	20歳以上で、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の人(施設入所者、3か月以上継続して病院などに入院している人は対象外)
障害児福祉手当	15,690円	20歳未満で、次の①～③に該当する在宅の人(障がいを支給事由とする年金を受給している人及び施設に入所している人は対象外) ①身体障害者手帳1級及び2級の一部の人 ②療育手帳相当の人 ③精神障がい、血液疾患などで、上記①、②と同程度の障がいを有する人
経過的措置による福祉手当	15,690円	制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上で、制度改正前の福祉手当を受給していた人のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない人(施設入所者は対象外)

特別児童扶養手当…4月、8月、11月の年3回、それぞれの前月分までを支給

特別障がい者手当など…2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの前月分までを支給

▼認定請求を行った月の翌月分から支給対象

▼所得に応じて支給の制限があり、年1回、所得状況届の提出が必要です。

**所得状況届の提出** 8月9日(金)から9月11日(水)までに所得状況届を直接、共生社会推進課へ